

国民年金をより

問 役場町民課町民窓口係

☎ 42-2633

年金事務所による
年金相談を開設します
(事前予約制)

令和3年度 国民年金保険
料の納付をお忘れなく

お得です！
年金が増える「付加年金」

令和3年度の函館年金事務所による年金相談は、次のとおり開設されます。

相談をよりスムーズにするため、事前に時間予約していただくこととなります。

ので、相談日の6日前までに、役場町民課町民窓口係または各支所へ電話などで予約してください。

■開設日

令和3年6月24日(木)

11月18日(木)

令和4年3月17日(木)

■時間 午前10時30分～

午後3時

(正午～午後1時は昼休み)

■会場 役場 町民室

※相談される方がご本人で

ない場合、委任状が必要

となります。役場または

各支所にありますのでご

用意ください。

令和3年4月から令和4年3月分の国民年金保険料は、**月額1万6610円**です。

年金機構から送られてくる納付書を使用し、納付期限までに納めてください。

■納付できる場所

- ・ 銀行などの金融機関
- ・ 郵便局
- ・ コンビニエンスストア

■お得な支払い方法

次の支払い方法を利用する場合は、保険料が割引されますので、役場町民課町民窓口係または各支所へお問い合わせください。

- ・ まとめて前払いする
- ・ 口座振替を利用する
- ・ クレジットカード払い

例えば、付加保険料を10年間納めると...

- ・ 10年間に支払う保険料
 $400円 \times 120月 = 48,000円$
- ・ 1年間で受給できる付加年金
 $200円 \times 120月分 = 24,000円$
($24,000円 \times 2年 = 48,000円$)※

※上記のとおり、2年間受給すると納めた保険料の元がとれることになります。



お得だね！

定額の保険料に**月額400円**の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

左の例のように、受給できる付加年金の年額は「**200円**×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。(物価スライドはありません)

手続きは、役場町民課町民窓口係または各支所で行えます。

《広告》



コミュニティホーム
緑洋館
Community Home RYOKUYOKAN

『老後は松前へ』
港を見渡す施設と懐かしさ残る北の小京都で
心かよう老後の暮らしを...

Milieu Co., Ltd.
〒049-1505 松前郡松前町字博多11番地
株式会社ミリュ **☎0139-46-2911** FAX.0139-46-2912

ホームページ <http://www.milieu.co.jp>



シニアマンション
ホーム博多